第１号様式の２

**尼崎市オープンイノベーション支援事業補助金 宣誓・同意書**

　尼崎市オープンイノベーション支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第４条第３項の規定に基づき、次の第１号から第４号までのいずれにも宣誓し、第５号から第９号までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合または同意した事項に違反した場合は、尼崎市オープンイノベーション支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けていないときは補助金の交付を受けることを辞退し、既に交付を受けていたときは速やかに活性化機構に返還します。

１．補助対象要件を満たしていること。

２．要綱第４条及び第11条に定める提出書類等に虚偽のないこと。

３．納付すべき全ての尼崎市税に滞納がないこと。

４．暴力団排除条例第２条第４号及び第５号並びに第７号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、同条例第５条、第13条、第16条、第17条及び第18条に規定する事項について遵守すること。

５．無資格受領（申請が交付要件を満たさないにも関わらず補助金を受領することをいう。）または不正受領（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に書類等に虚偽の記入を行いまたは偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金の交付を受けることをいう。ただし、書類等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受領には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、要綱第15条の規定に従い補助金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。

６．補助金の交付にあたり、活性化機構が公簿や関係機関で必要な情報を確認すること。

７．提出した書類等について、交付要件の充足性を判断するために活性化機構が申請者の情報等を第三者に提供するまたは第三者から取得する場合があること。

８．第４号の事項に関連して、活性化機構から役員名簿等の必要資料の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

９．本要綱に従うこと。

令和　年　月　日

（申請者）

事業者名（法人名・屋号）

代表者名（肩書）　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（注）「代表者名」欄は､原則として代表者による手書署名としますが、

法人等の団体で代表者が署名できない場合は、手書署名に代わり記名

押印としても可とします。